指定管理者導入方針検討委員会（南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場）

１　日時

令和８年５月２０日（水）１０時００分～１２時００分

２　場所

柏市役所本庁舎　３階　庁議室

３　出席者

(1) 委員

山田副市長（委員長），小島企画部長（副委員長），鈴木総務部長，恒岡財政部長，内田土木部長，恩田自転車対策室長，小髙外部委員，木村外部委員

(2) 事務局

（自転車対策室）

柳澤係長，小川主査監，平川主査，鈴木主事補

４　配付資料

次第

資料１　:指定管理者導入方針検討委員会資料
資料２　:南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場の収容台数
資料３　:南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場の指定管理者制度導入効果
資料４　:南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場の募集概要及び要求水準（案）
資料５　:指定管理者候補者の選定審査評価表（案）
資料６　:評価の考え方
資料７　:固定納付金額算定資料
資料８　:南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場の指定管理者募集要項（案）
資料９　:南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場の指定管理者募集時業務仕様書（案）
資料１０:南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場の指定管理者制度導入スケジュール(案)

５　議事概要

(1) 始めに

（※以下，副市長が委員長として議事を進行）

○　委員長から開会の挨拶
○　各委員の自己紹介
○　委嘱状の交付（事務局から説明）
○　配付資料の確認（事務局から説明）
○　会議録について（事務局から説明）

会議録は，指定管理者を指定する以前においては，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる可能性があることから，指定管理者指定の議案上程後にホームページ等で公開する。公文書の開示請求があった場合も，同様の対応とする。

○　会議録の内容は，要約筆記とし，発言者の氏名を記載する（事務局から説明)。
○　決定内容の修正について（事務局から説明）
　決定内容を修正する場合は，各委員に持ち回りの上，合議により対応する。

(2) 委員会の目的（事務局から説明）
○　委員会の目的は，南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場の指定期間が終了することに伴い，次期指定管理者の導入の要否並びに指定管理者の募集及び候補者の選定に関する基準を審議することである。

(3) 募集概要及び要求水準について（事務局から説明）
【主な意見及び質疑応答】
恒岡委員　指定管理者の対象施設に北柏駅北口駐輪場を含めない理由は何か。
事務局　北柏駅北口駐輪場に新設の駐輪場を計画しているため，利用者の動向が不確定である。また，駐輪場の管理運営は北柏駅北口をまとめて考えていく必要があるため，今回の指定管理者の対象施設から見送った。
恒岡委員　現在の管理運営方法が柏市直営駐輪場，指定管理者駐輪場，民営駐輪場があるが対象施設はどの管理運営方法が最適だと考えるのか。
事務局　市のみで管理するのではなく，民間企業のノウハウを活用し，サービスを向上させていく必要がある。しかしながら，民営駐輪場のみの場合，料金設定等で民間企業の裁量が大きくなることが考えられるため，ある程度の制約をかけられるよう市直営駐輪場，指定管理者駐輪場，民営駐輪場の３形態で管理運営をしていくべきだと考える。
恒岡委員　現指定管理者の令和６年度における支出について，本社経費が増加した理由は何か。
事務局　令和６年度，現指定管理者からバックオフィスの人件費及び設備費を増加させたいという提案があった。なお，他自治体との契約についても同様に増加させている。
恒岡委員　近年の駐輪場の影響について，市内でシェアサイクルが増加している。また，先日の道路交通法の改正により自転車を利用する側の罰則が付加されたため，自転車利用が減少している報道がある。このため，駐輪場需要が減少するのではないか。
恩田委員　シェアサイクルについて，南柏駅周辺のおけるポート数は５０台，北柏駅周辺は１０台のため，影響は少ないと考える。
事務局　道路交通法の改正による影響については，現指定管理者から今回の改正により利用率が減少した報告は受けていない。
恒岡委員　指定期間を７年間に設定した理由は何か。
事務局　現指定管理者も同様だが，機械設備の投資期間の関係から７年に指定している。柏駅周辺の指定管理も同様である。
恒岡委員　修繕計画はあるか。
事務局　大規模修繕の計画はあるが，修繕費は急遽行う修繕費なので，計画はない。
恒岡委員　固定納付金の基準額について，受益者負担を考えると物価や人件費の高騰

で歳出が増えるのではないか。対策として，柏市民とそれ以外の利用者で利用料金設定を改正する必要があるのではないか。

内田委員　市全体の受益者負担で料金見直しの動きがあり，指定管理者の儲けにならない形で市に返金していただく必要があることから，今後は指定管理者と協議をして，料金の値上げになった場合は対応していく。

恩田委員　柏市民とそれ以外の利用者の料金の差別化について，差別化した場合は利用申請の際に，住所確認をする必要があることから事務負担が増加する。また，近隣市は，市民とそれ以外で料金の差別化を行っていないため，今後は近隣市の状況に応じながら対応していく。

小髙委員　料金設定の根拠は何か。

事務局　料金は基準額があり，これに駅からの距離や階層等により差別化し，市が設定している。

小髙委員　毎年設定しているのか。

恩田委員　毎年ではない。平成３０年に大幅に料金の見直しをした。

小髙委員　指定期間が７年であることから，物価の高騰等を考えると７年間料金が改定しないことは，業者が応募しづらくなるのではないかと考える。

鈴木委員　応募資格について，複数の業者に応募してもらう必要があると考えるため，複数業者が応募しやすい取組や令和７年度に行われた柏駅周辺駐輪場の指定管理者を募集した際との応募条件の変更点はあるか。

事務局　複数の業者が応募しやすい取組で，固定納付金が負担にならないように，最低金額ではなく基準額を設定した。また，固定納付金以外でもより良い提案があれば評価していく。令和７年度の柏駅周辺駐輪場の指定管理者を募集した際の変更点については，柏駅周辺駐輪場の時では自転車保管所の業務委託も応募条件に含んでいたが，今回は駐輪場の運営のみであるため，自転車保管所の業務委託が含まれていない。そのため，今回は複数社応募することが可能であると予想する。

鈴木委員　令和７年度の柏駅周辺駐輪場の際は，料金の取扱いについて指名停止など問題に上がったが，料金の適正な管理等については要求水準に含まれているか。

事務局　法令遵守とかコンプライアンス関係について配点を増やし，その点を重視している。

小島副委員長　固定納付金の算定資料の表記について，指定管理者でも直営でも同等の利益となるようにするのであれば指定管理者にするメリットは何か。

事務局　市直営駐輪場になった場合を想定して，同等の利益となるように固定納付金額を試算している。指定管理者のメリットとしては，サービスの向上や市内部の負担軽減だと考えられる。

木村委員　過去の募集の際に，複数業者が応募し競争した上で１社に決定したのか，それとも１社しか応募がなかったのか，前回の応募状況は何社応募があったのか。

事務局　前回は１社のみだった。平成２２年から指定管理者による管理が始まり，最初の募集は１０社の応募があった。しかし，それ以降は１社のみの応募である。複数業者が応募し,選定した上で指定管理者を決定することが望ましいと考えるため，関連業者に声をかけている現状である。

小髙委員　もし，駐輪場内でけがや火災等の事故があった場合，全て指定管理者が負

担するのか。また，業者からの理解を得ているのか。

恩田委員　基本協定の中で，保険への加入を義務付けている。また，仕様書にリスク分担として，本市と指定管理者との管理責任分担区分表があり，事象に対して協議する際の目安を募集要項に提示している。

山田委員長　現在の管理運営方法が柏市直営駐輪場，指定管理者駐輪場，民営駐輪場がある。対象施設は本当に指定管理者駐輪場が正しいのか。管理運営方法の選定にはサービスの質の視点が重要と思うが，市が求める最低基準を明確にすべきではないか。今回から配点の基準でコンプライアンスを重視したことは大きな変化だと考える。複数社の応募があり，競争性を働かせなければならないことから，応募しやすい募集基準にする必要がある。このことについて，工夫したことはあるか。例えば，指定管理の期間が長期のため，中間評価を入れるなど。説明のとおり，納付金を抑えたことは工夫の一つだと思う。最後に，他駐輪場の指定管理者がコンプライアンス違反を他自治体で起こした事態に対して，柏市の体制も問われたが，もし今後，指定管理者が不測の事態を起こした場合の市の体制を決めておく必要がある。

内田委員　サービスの明確化について，市直営駐輪場では年間を通して，定期利用の申請をオンラインでは行っていないので，年間を通しての定期利用申請のオンライン化と料金支払時のキャッシュレス化を求めたい。また，複数社応募していただくための工夫について，設備投資の観点から７年間が適正であると考える。しかし，長期間のため，不測の事態が起こる可能性もあることから事業評価の実施を仕様書内に謳うべきだと考える。最後に，不測の事態が起きた際の市の体制について，指定管理者に一任するだけでなく監視をし，その都度コントロールしていく必要がある。具体的には，月に一度報告を受けるなど，その仕組みについて今後検討し仕様書内に謳うようにしたい。

全員　指定管理者導入効果等の説明から，令和９年度以降も指定管理者の導入に賛成である。

(4) 候補者選定の基準等について(事務局から説明)

【主な意見及び質疑応答】

恒岡委員　前回の配点基準と変更した点はあるか。

事務局　今回から障害及び高齢者の雇用，コンプライアンスについて重視することから配点を上げた。また，柏駅周辺駐輪場と異なる点として，柏駅は放置自転車保管所の管理委託の内容も含まれていた。今回はこの保管所の管理委託は含まれないため，その分コンプライアンスについて，配点を上げた。

小髙委員　選定後はこの配点基準は公開されるものか。

恩田委員　配点は募集時に公表する。しかし，判断目安は公表していない。

恒岡委員　複数社から応募があった際の，どこで差を付けるのか。

恩田委員　一番はサービスの内容で評価したいと考えるため，高いサービスを提案した候補者を評価する。また，指定期間が長期のため，安定的な財政及び人員体制を重視する。そして，地元の高齢者雇用への配慮及びコンプライアンスを重点的に考えている。

事務局　駐輪場はやはり管理運営を重視するため，管理の部分が高い配分になってい

る。また，サービスの向上も重視しており，例であるが無料時間枠を何時間に設けるか及びキャッシュレスの種類数等から差別化を図れるのではないかと考える。

内田委員　サービスの向上は，配点を上げ，重視してみる必要がある。代わりに，一般的な部分に関しては配点を下げて良いのではないかと考える。

恩田委員　固定納付金について，応募者が２社以上となり競争の結果から選定する必要があると考える。このため，固定納付金の基準額について御意見を伺いたい。

恒岡委員　より多くの応募者を募るためには，固定納付金は基準額を示すのではなく応募者が提案した納付金に決定する方が良いと考える。

山田委員長　応募者の提案により納付金を決定することで，門戸が広がると考えるため，応募者の提案により納付金額を決定した方が良いのではないか。

事務局　納付金について，応募者の提案により決定するものに修正する。

山田委員長　サービスの質が重要であることから，指定管理者制度を導入するが，どの部分のサービスの質を重視しているから，指定管理者制度を導入するのか明確にしたい。

内田委員　オンラインでの定期利用申請，機械化及び一時利用の無料化等の市直営駐輪場では至らない部分を，民営駐輪場と同等のサービスを行うことが指定管理者制度であると考える。候補者からは民間企業のノウハウを生かした多様なサービスを提案していただけるよう,この点を明確化して応募していただきたいと考えている。

山田委員長　次期指定管理者が実務を始める令和９年４月１日に，現指定管理者の機械を外し，次期指定管理者の機械を設置することが可能なスケジュールなのか。

内田委員　業者が入替わった際は，スケジュール内で業者同士で機械交換を行う考えである。

山田委員長　複数応募していただくには，実務が可能なスケジュールにし，業者の交換期間を設けることが重要であると考える。業者が入れ替わってもサービスの質が向上・維持されるのであれば，交換期間等で一時的に制限が生じることも致し方ないとは思う。

恩田委員　現場の設備等は４月１日以降の可能性もあるが，２～３か月間は準備期間を設けることで入れ替えは可能となる。

(5) 候補者選定委員会について（事務局から説明）

○　書類審査と面接審査の２回を予定している。

○　書類審査では,応募資格についての確認及び応募団体から提出された書類を基に,提出内容を審査する。

○　面接審査では，応募団体のプレゼンテーション及び質疑応答の後，実際に指定管理者候補者を選定する。なお，応募者数が少ない場合は同日で，書類審査と面接審査を行う。

○　候補者選定委員会の委員は，本委員会の委員とする。ただし，選定委員会の委員が，役員等を務めている団体が応募してきた場合など，応募団体との間に利害関係が認められる委員は，選定委員会の委員として議論及び採決に加わることはできない。

○　選定委員の日程については，後日，日程調整を行う。